

伊万里・有田地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく伊万里・有田地域の県管理河川大規模氾濫減災協議会として「伊万里・有田地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月の関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象台、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、伊万里市・有田町の県管理河川流域において、洪水氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、伊万里川、新田川、有田川、その他伊万里市・有田町における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 2 的確な避難に資するための正確で分かりやすい情報受発信と着実な施設整備、主体的に危険を回避するための水防災啓発・教育・訓練及び、洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(協議会の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、伊万里土木事務所に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成29年2月14日から施行する。

本規約は、平成29年7月10日から施行する。

本規約は、令和元年5月23日から施行する。

本規約は、令和3年6月14日から施行する。

別表1 伊万里・有田地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会

伊万里市長

有田町長

気象庁 佐賀地方気象台長

佐賀県 政策部（危機管理報道局） 危機管理防災課長

佐賀県 県土整備部 河川砂防課長

佐賀県 ダム管理事務所長

佐賀県 伊万里土木事務所長

（オブザーバー）武雄河川事務所

別表2 伊万里・有田地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会

伊 万 里 市 防災危機管理課長

有 田 町 総務課長

気 象 庁 佐賀地方气象台 防災管理官

佐 賀 県 政策部（危機管理報道局） 危機管理防災課 副課長

佐 賀 県 県土整備部 河川砂防課 副課長

佐 賀 県 ダム管理事務所 施設管理課長

佐 賀 県 伊万里土木事務所 副所長

（オブザーバー）武雄河川事務所